

## 「憲法九条は誰が発案したのか」

2018年06月01日

日本国憲法の第九条は戦争の放棄と戦力の不保持を謳っている。この憲法を、安倍晋三首相は並々ならぬ意欲を持って、改定しようと押し進めている。彼の主張に与する勢力も大きな力になっている。彼らの改憲への意欲は、憲法九条は連合軍司令部（GHQ）が押しつけたものであるから「自主憲法の制定」が必要であるという論である。これに対し、GHQの押し付けではなく、当時の幣原喜重郎首相が発案し、「直訴」したものをダグラス・マッカーサーが「マッカーサー憲法草案」の条項に取り入れたのが事実であると主張する論がある。歴史的にはどちらが事実であるのかを確定できずに論争の最中にある。岩波の月刊誌『世界』の6月号に、歴史学者の笠原十九司氏が「憲法九条は誰が発案したのか 幣原喜重郎と『平野文書』」という論考で、憲法九条幣原発案の肯定論者と否定論者とが討論する場が持てれば幸いであると寄稿している。

幣原は、戦前の大正デモクラシー時代に、外交官、外務大臣として活躍している。「幣原外交」の信条は、国際協調、恒久平和、共存共栄、中国への不干渉などの理念を具現しようとしたものであった。日中戦争が拡大し、アジア太平洋へと突き進む中、「国辱外交」と批判され、彼は敗戦まで「水底の没人」として14年間を耐えた。敗戦時に74歳になっていた幣原は、隠棲しようとしていた1945年10月に、天皇から内閣組閣の大命を受け、戦後の日本のかじ取りを任命された。彼の平和思想が時代から求められた訳である。新憲法の制定が必要とされ、「松本私案」などが作られた。強力な支配権を持っていたGHQに対し、対処の仕方に政府は汲々としていたことが伺える。

幣原は、玉音放送を聞いて電車で帰る途中、「我々を騙し討ちしたのは当局の連中だ」と怒り、泣き出す男の声を聞き、深く心を打たれた。憲法について考える時、彼の叫びが頭に浮かび、戦争を放棄し、軍備を全廃し、民主主義に徹しなければならないと思った。彼はマッカーサーと秘密会談を持ち、新憲法について話し込んだ。その秘密会談で、「戦争放棄」「軍備全廃」を「直訴」したことを、遺言のように秘書であった平野三郎に話し、平野は「平野文書」に書き残している。関係者に影響が及ぶことを案じ、「口外しないようにいわれた」が、右翼的な改憲論が主張された1954年11月に公にされた。「平野文書」には下記のように書かれている。「第九条の永久的な規定ということに彼（マッカーサー）も驚いたようであった。僕としても軍人である彼が直ぐには賛成しまいと思ったので、その意味のことを初めに言ったが、賢明な元帥は最後には非常に理解して感激した面持ちで僕に握手した程であった。」幣原は、平和憲法を直訴し、それをマッカーサーに実現させた訳である。マッカーサーも、この件について下記のように書き残している。「日本の賢明な幣原老首相がわたしのところに来られて、日本人を救うためには、日本人は、国際的手段としての戦争を放棄すべきであるということを手紙で主張されました。わたしが賛成すると、首相は、わたしくしに向かって『世界はわれわれを嘲笑し、非現実的な空想家であるといっただかにすることでしょうけれども、今から百年後には、われわれは予言者とよばれるに至るでありましょう』と言われました。」幣原とマッカーサーの証言内容は完全に符合している。笠原氏は、「これが裁判であれば、裁判長は『幣原発案』という事実認定を躊躇しないであろう」と書いている。日本の戦後の平和は、幣原の平和を追求する政治哲学がもたらしたのである。憲法改定が論じられている昨今、悲惨な戦争を経験した中から生み出した幣原発案の功績を称え、九条を守るべきではないか。